

半田市市民活動助成金 交付対象経費一覧

費目	内 容	認められないもの
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ●講師謝金 講演会、講習会、研究会等の講師の謝礼 ※講師謝礼基準（概ね4時間につき） ①大学教授又はこれに類する者 25,000円以内 ②講師又は一般講師 15,000円以内 ③その他 8,000円以内 ●ボランティア謝金 移動時間や待機時間を除く実働時間 ①特に資格等が不要の場合 時間単価 500円以内 ※上限額 1人1日当り 1,000円以内 ②簡単な資格や条件が必要 時間単価 1,000円以内 ※上限額 1人1日当り 2,000円以内 ※個人に対する謝金を想定 ●記念品 各種の行事、イベント等で贈る記念品 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の基準を上回る額の講師謝金
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ●交通費 講師等が公共交通機関を利用した際の実費 ●通行料 有料道路等の通行料 	
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ●消耗品費 <ul style="list-style-type: none"> ・用紙、文具類、記録用写真代（写真用紙、CD）コピーデ 教材費、材料費 ・税込30,000円/個未満の物品 ●燃料費 事業に必要な車のガソリン代、草刈機などの燃料代 ●印刷製本費 チラシ、ポスター、資料などの印刷代 ●食糧費 飲食の経費は、原則として認められません。 	
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ●通信運搬費 切手代、宅配代 ●看板制作費 ●保険料 ボランティア保険や行事開催時の損害保険等 	

費目	内 容	認められないもの
委託費 ※見積書 の添付が 必要	<ul style="list-style-type: none"> ●委託料 特殊な技術、設備を必要とする、あるいは専門的な知識を必要とする事務事業を外部に依頼する費用 ※事業の全部を委託することは不可。団体でできることは、可能な限り自ら実施すること 	・見積書の添付がないもの
使用料	<ul style="list-style-type: none"> ●会場使用料 会議やイベント等で使用する施設、設備等の使用料 ※施設に付随する空調費等も含む 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●駐車場使用料 講師、ボランティア、団体関係者の駐車場使用料 	・参加者の駐車場使用料
備品費 ※見積書 の添付が 必要	<ul style="list-style-type: none"> ●30,000(円/個)以上の物品 ※助成額の2分の1を上限。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の添付がないもの ・パソコンやデジタルカメラなど、他の事業にも使用できる汎用性の高い物品
賃貸料	<ul style="list-style-type: none"> ●賃貸料 機器や機材、車両等の借上料 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●原材料費 土砂、材木などの原材料費 ●手数料 送金に係る最小限の振込手数料 ●その他 市長が適当と認めるもの 	